

学生生活案内

1	学籍関係	2
2	学生生活に関する留意事項	5
	各種変更届	8
	通学・交通について（最寄り駅地図）	8
	その他（遺失物と拾得物、喫煙、ごみのポイ捨て、携帯電話、火気）	12
3	学生相談室	13
4	健康管理	14
5	障害のある学生への合理的配慮について	14
6	課外活動	15
7	保険制度	17
8	危機管理	20
9	諸施設の利用	23
	ピアノ室（短大4号館3階）	24

I 学籍関係

学籍上の氏名について

学籍上の氏名は、原則として戸籍上の氏名を用いてください。
ただし、常用外の漢字は常用漢字に置き換えて使用します。

学生証と学生番号

1. 主に学生証が必要な場合（原則常に携帯してください。）

- ① 定期・追・再試験を受けるとき
- ② 図書館を利用するとき
- ③ 各種証明書を受取るとき
- ④ その他提示を求められたとき

2. 学生証の有効期限

入学年度の4月1日～卒業予定年度の3月31日までの2年間（歯科衛生学科、保育学科長期履修生は3年間）。学籍（退学、除籍等）を離れたときは、返還してください。休学等で上記の年数を超えて在学する場合は、新年度に発行し、半年毎の更新となります。

3. 学生証を紛失した場合

- ① 学生支援センターに確認する。
- ② 「学生証再交付願」を学生支援センターに提出してください。（手数料1,000円）

4. 学生証を忘れた場合

「仮学生証」を学園2号館1階設置の証明書発行機で発行してください。（発行日のみ有効です。）

5. 学生番号

入学時に学生番号（6桁）が振り当てられます。学内における全ての事務手続きは、この学生番号によって処理されます。卒業後も変わらず固有の個人番号となります。

2 6 A 0 0 1



A…保育学科（長期履修生は個人番号300番台）
Y…養護保健学科
S…歯科衛生学科
H…医療秘書学科（長期履修生は個人番号300番台）
P…専攻科口腔保健学専攻

1. 休学

- ① 病気やその他の理由で休学を希望するときは、休学をしようとする学期開始の1ヶ月前までにゼミ担当教員に申し出て、所定の「休学願」を学生支援センターへ提出し、許可を得なければなりません。休学の理由が病気である場合は医師の診断書を必ず添付してください。期日を過去にさかのぼっての手続きはできません。
- ② 許可される休学期間は1学期単位です。延長を希望するときは、休学期間終了までに改めて「休学願」を提出してください。
- ③ 休学の期間は通算して保育学科、養護保健学科、医療秘書学科は4学期（2年）、歯科衛生学科、保育学科長期履修生、医療秘書学科長期履修生は6学期（3年）、専攻科は2学期（1年）を超えることはできません。
※入学後に長期履修への変更はできません。
- ④ 休学期間中は、在籍料を納付しなければなりません。（75,000円、但し、専攻科は20,000円）
- ⑤ 学納金の未納がある場合は、休学は許可されません。

2. 復学

- ① 休学を許可された者が復学を希望するときは、復学する学期開始の1ヶ月前までに所定の「復学願」を学生支援センターへ提出し、許可を得なければなりません。休学の理由が病気であった者が復学を希望する場合は、医師の診断書を必ず添付してください。
- ② 在籍料の未納がある場合は、復学は許可されません。

3. 退学

- ① 病気その他やむを得ない理由で退学を希望するときは、次学期開始の1ヶ月前までにゼミ担当教員に申し出て、所定の「退学願」を学生支援センターに提出し、許可を得なければなりません。期日を過去にさかのぼっての手続きはできません。
- ② 学納金の未納がある場合は、退学は許可されません。

4. 除籍

除籍とは、本人の意思にかかわらず学籍を失うことです。
以下に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍します。

- ① 学則第4条に規定する在学年限を超えた者
- ② 学則第17条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- ③ 学納金の納付を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- ④ 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

5. 再入学

- ① 本学を退学した者、または除籍となった者が再入学を希望するときは、教授会の議を経て学長が再入学を許可することがあります。ただし、再入学は退学もしくは除籍の日から3年以内です。
- ② 再入学を許可された者は入学金（当該年度の新入生の半額）、学納金を納入しなければなりません。

在 学 年 数

1. 本学の修業年限は保育学科、養護保健学科、医療秘書学科は2年、歯科衛生学科、保育学科長期履修生は3年、専攻科は1年です。保育学科、養護保健学科、医療秘書学科は4年、歯科衛生学科、保育学科長期履修生、医療秘書学科長期履修生は6年、専攻科は2年を超えて在学することはできません。

※入学後に長期履修への変更はできません。

2. 転入学の場合は在学すべき年数が決定されてその年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできません。

3. 休学期間は在学年数に算入されません。

2 学生生活に関する留意事項

学 生 寮

本学には、女子学生寮が設置されています。

1. 学生寮

- ① 本学園敷地内
- ② 鉄筋コンクリート造4階建
- ③ 各室2人部屋
- ④ 部屋数42部屋

2. 入寮等の手続き

新入生の場合は、入学手続きと並行して入寮の申し込みを受け付けています。年度の途中、あるいは、進級時に入寮を希望する場合は学生支援センターへ申し出てください。

下 宿

1. 下宿について

本学では、一人暮らしを希望される学生の皆さんに対して、安全で安心できる暮らしをサポートするために、様々なケアやサービス体制を整え、本学周辺のマンションの他、交通の利便性を意識した東大阪市、大阪市内と広範囲にかけての物件紹介を実施しています。詳細については、学生支援センターへ問い合わせてください。

2. ひとり暮らしについて

① 健康 管理

栄養・活動・休養のバランスに配慮しましょう。

② 生活マナー（マンション等共同生活の場合）

- ・テレビや音楽等の音量、階段の昇降音に注意しましょう。

現代社会では、意図的でない音も思わぬトラブル・事件の引き金となる事があります。

- ・ゴミの出し方のルールを守る。

町、地区ごとに日時・集積場所が異なりますので注意しましょう。

③ 防 火

- ・部屋に消火器を備え付けておくこと。
- ・部屋にガス検知器を備え付けておくこと。
- ・火災保険・地震保険に加入すること。

④ 防 犯

- ・明るい道を歩き、時々うしろを確認、自室到着前も後方を確認。エレベータに乗る前周囲を確認、見慣れない人との相乗りはしないこと。
- ・セールス等の来訪者には、先ずドアミラーで確認し、安易にドアを開けないこと。

アルバイト

学生の本分は、勉学と研究・課外活動等に取り組むことで自己研鑽と将来の夢を実現するための土台を築くことです。アルバイトは学生生活を支えるためのものに留めましょう。

アルバイトの中には、就労してみると労働基準法等に違反しているものや危険なものなどもあります。安心して充実した学生生活を送れるよう、アルバイト先を選ぶにあたっては、対人援助職を目指す関西女子短期大学の学生として、健康や品位を損なうことのないよう注意してください。

○アルバイトをするにあたって

トラブルに巻き込まれたり危険な思いをしないよう安全な内容を見極めることが大切です。以下の注意点を参考に、その職種・雇用条件等（実施期間、手当の支給方法、作業の内容）を十分確認しましょう。また、教育的及び健康上好ましくない職種や危険を伴う職種等には従事しないよう注意してください。（以下のようなアルバイトは避けましょう）

(1) 法令に反するもの	<p>例1) 無限連鎖講（ねずみ講） 例2) 違法性のあるマルチ商法、ネットワークビジネス 例3) 闇バイト</p> <p>通常のアルバイト募集のように見えても、2つの大きな特徴があります。</p> <p>① 「Instagram」「X」等のSNSで「高額」「即日即金」「ホワイト案件」等、「楽で、簡単、高収入」を強調する。 ② 「シグナル」や「テレグラム」といった匿名性の高いアプリに誘導して個人情報を送信させ、脅迫する。</p> <p>*犯罪に巻き込まれ、将来の進路に影響を及ぼします。</p>
(2) 危険を伴うもの	<ul style="list-style-type: none"> ・危険を伴いケガや健康への影響のため学業に支障をきたす可能性が高い ・事故を起こした場合、経済的・精神的負担や刑事責任を負う可能性がある
(3) 人体に有害なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・健康に良くない影響が出る可能性が高い
(4) 教育的に 好ましくないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・公序良俗に反すると認められるものはトラブルに巻き込まれる可能性が高い ・金銭的なトラブルが予想される

※学生支援センターでは、学生のためのアルバイト情報サイト「バイトネット」を案内することができます。サイトでは学生の安全を最優先にネットワーク事務局での制限職種によって審査されたものが紹介されていますので参考にしてください。

短大ホームページ >> キャンパスライフ >>

学生生活サポート >> アルバイト紹介

各種変更届

下記の点で変更がある場合は、必ず学生支援センターへ届け出てください。怠ると思わぬ事態を招く恐れがあります。注意してください。

例えば・・・

- ・ 緊急の際に連絡がつかない
- ・ 他の人に送られている重要な書類が自分には届かない
- ・ 就職などで急を要する連絡がつかない

届出書	変更内容	添付書類
住所変更届	・ 本人現住所・電話番号の変更 ・ 保証人住所・電話番号の変更	なし
携帯電話番号・ e-mailアドレス 変更届	・ 本人携帯電話の変更 ・ 本人メールアドレスの変更	なし
保証人変更届	保証人の変更	なし
姓名変更届	本人姓名の変更	戸籍抄本

通学・交通について（最寄り駅地図）

本学では、公共交通手段と徒歩による通学を原則としており、自動車、中型以上の自動二輪車（排気量125cc 超）での通学は禁止しています。自転車・原動機付自転車・小型自動二輪車（排気量50cc 以上/125cc まで）のみ許可を得た学生が利用可能です。本学学生にふさわしい自覚を持ち、品位ある通学を心がけてください。

1. 通学定期の購入

通学定期券は自宅の最寄駅から大学までの最短区間となります。

- ① 各交通機関備え付けの申込用紙に記入の上、学生証（裏に通学定期乗車券発行控シールを貼り、通学区間、住所を記入しているもの）を提示して購入してください。シールの記載欄がいっぱいになったら、学生支援センターへ申し出てください。
- ② 転居に伴い、通学区間及び経路を変更する場合は、学生支援センターに備え付けの「住所変更届」に記入の上、学生支援センターへ届け出てください。
- ③ 交通機関によっては別に通学証明書が必要な場合があります。学生支援センターへ申し出てください。
- ④ 実習による定期の購入は例外です。各学科の指示にしたがってください。

2. 自転車・原動機付自転車（125cc まで）

- ① 自転車・原動機付自転車での通学希望者は、学生支援センターに「自転車・原付通学許可願」を提出してください。（登録料100円）駐輪用シールを発行します。
- ② 自転車・原動機付自転車（125cc まで）は駐輪用シールを見えやすい場所に貼って必ず所定の場所に駐輪してください。

- ③ 駐輪場内での事故や盗難に関して、学校は一切責任を負いません。各自施設等自己責任で行ってください。
- ④ 自転車の乗車にあたり、大阪府では大阪府自転車条例により自転車賠償責任保険への加入が義務付けられていますので、必ず加入してください。また2023年4月1日より、ヘルメットの着用が努力義務になりました。
- ⑤ 原動機付自転車の乗車にあたり、自賠責保険の加入が法律で義務付けられています。期限切れ等がないよう確認をお願いします。
- ⑥ 2024年11月より、酒気帯び運転及びぼう助、スマホを手で持って画面を注視すること、自転車に取り付けたスマホの画面を注視すること、傘さし運転、イヤフォンを装着する行為が厳罰化され、懲役又は罰金が科せられることになりました。

3. 自動車・中型以上の自動二輪車（排気量125cc 超）について

- ① 収容場所等の事情から、自動車・中型以上の自動二輪車（排気量125cc 超）による通学は禁止です。
- ② 自動車・中型以上の自動二輪車（排気量125cc 超）による通学を発見した場合、懲戒処分の対象となります。近隣への違法駐車、または近隣店舗への無断駐車等が発覚した場合、厳重な処分を行います。
- ③ 特段の事情がある場合は個別相談の上、自動車等について利用を許可する場合があります。学生支援センターに相談してください。

4. スクールバスの利用

本学では、JR大和路線高井田駅および近鉄南大阪線古市駅よりスクールバスを運行しています。利用希望者はバス協力券を財務部で次のようにして購入してください。

- ・料金：25,000円（協力券 定期3ヶ月）・3,600円（回数券 360円×10枚綴）・360円（1枚売り）
- ・協力券は4期（4～6、7～9、10～12、1～3月）で販売します。

証紙（25,000円、3,600円）
 購入学園本館2階
 （1枚売りは学園本館2階で直接購入）



学園本館5階財務部にて
 スクールバス申込書記入（証紙貼付）
 協力券は翌々日受取、回数券はその場で受取

- ・受付期間、平常時の運行時間または試験中の運行時間の変更、協力券の購入期間等についてはユニパに掲示します。

5. スクールバス発着場

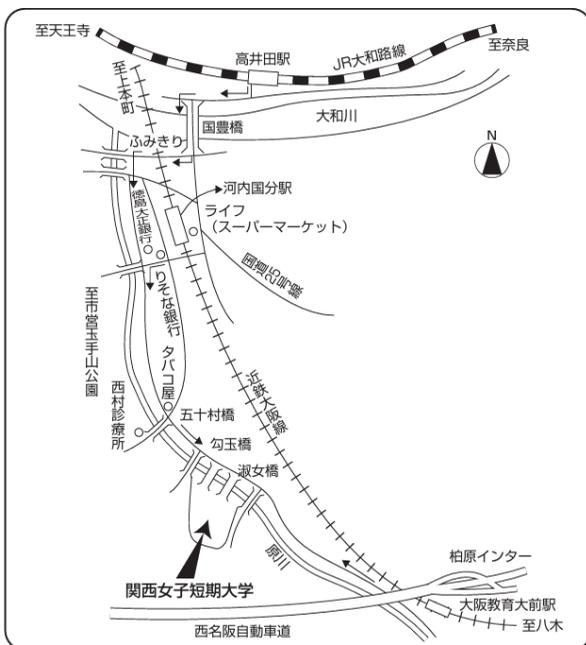
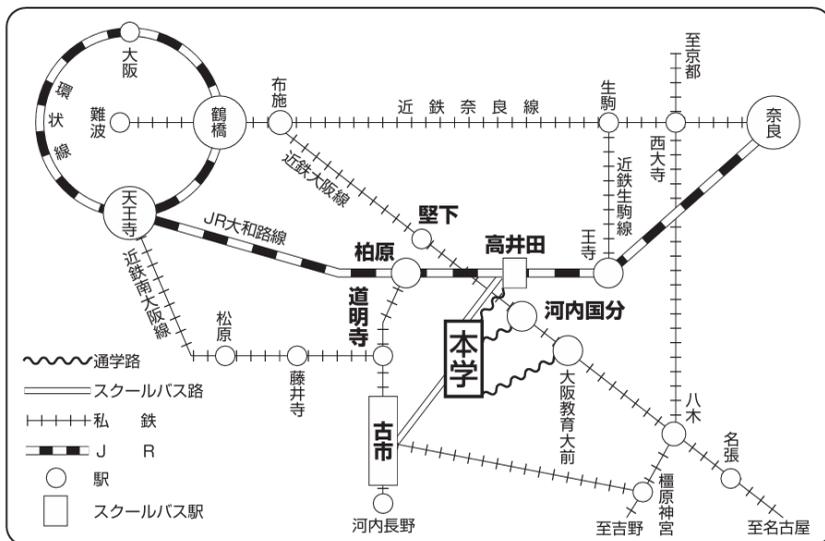
- ① JR 大和路線高井田駅
 駅前ロータリー（徒歩約1分）
- ② 近鉄南大阪線古市駅
 駅前ロータリー（近鉄プラザ付近、徒歩約2分）

学生割引証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

学生割引証は JR 等、同一交通機関を利用して片道100km を超えて乗車船する場合に使用でき、普通運賃が2割引となります。特急の料金については割引がありません。また長距離バス、船舶などにも利用できる場合があります。事前に各交通機関に問い合わせてください。

- ・ 本人以外は使用できません。
- ・ 利用する場合は必ず学生証を携帯してください。
- ・ 学生割引証を不正に使用した場合、本人のみならず、大学も、その後の学生割引証の交付が停止される場合がありますので十分注意してください。
- ・ 学生割引証は学園2号館1階設置の証明書発行機を利用してください。（手数料無料）

最寄り駅地図



- 近鉄大阪線河内国分駅（急行・準急停車）より徒歩12分
- 近鉄大阪線大阪教育大前駅（準急停車）より徒歩10分
- 近鉄南大阪線古市駅よりスクールバスの便もあり
- J R大和路線高井田駅より徒歩20分、スクールバスの便もあり

その他（遺失物と拾得物、喫煙、ごみのポイ捨て、携帯電話、火気）

遺失物と拾得物

学内における落し物、拾得物は学生支援センターへ届け出てください。持ち主が確認できる場合は、本人へ連絡します。

保管期間は3ヶ月で、その後は処分となります。

喫煙

本学短大生は、学内外を問わず一切喫煙しません。

ゴミのポイ捨て

- ・ゴミはくずかごへ。教室や学生ホールなど学内すべてが皆さんの共用スペースです。後に使用する人が不快な思いをしないように協力してください。
- ・学外においてもゴミのポイ捨てはやめましょう。

注意！

柏原市の条例「柏原市犬のふん放置及びポイ捨てによるごみ等の散乱の防止に関する条例」（平成17年柏原市条例第17号）により、ポイ捨てが見つかった場合、過料（¥20,000）を課せられます。

携帯電話

1. 携帯電話の使用は周囲の人々の不快にならないようにしましょう。
2. 教室や図書館などではマナーモードにしましょう。
3. 通学の電車内などでは電源を切るなど、公共の場での節度ある使用を心掛けましょう。

火気

1. 学内での火気使用は厳禁です。
2. 使用の必要がある場合は、必ず学生支援センターへ届け出てください。

3 学生相談室

学生相談室では、学生生活における様々な悩みや心配事に、専門のカウンセラー（臨床心理士・公認心理師）が相談に応じています。ひとりで悩まずに、気軽に立ち寄ってください。相談内容・個人の秘密は厳守されますので、ご安心ください。

- ・短大の雰囲気になじめない
- ・友達との関係がうまくいかない
- ・短大での勉強に興味をもてない
- ・なんとなく無気力
- ・自分が好きになれない
- ・下宿や家庭の生活がどうもうまくいかない
- ・いじめ、デートDV、ストーカー等の問題で困っている

など、どんな小さな悩みや心配事についても、お気軽にご相談ください。必要に応じて、専門の相談窓口・相談機関をご紹介しますこともできます。

- ・自分のことがもっと知りたい
- ・将来の進路について考えたい

こんな時、希望者には、随時心理検査を実施しています。お気軽にお申し込みください。

○場所	学生相談室（大学本館2階 保健室隣）
○時間	月曜日～金曜日 10：00～17：00
○申込方法	①下記の番号まで、電話にてお申し込みください。 ②学生相談室へ直接お越しください。 カウンセラー不在・面接中の場合は、学生相談室内にある「申込BOX」に学生相談申込票を入れてお申し込みください。後日、予約日程調整のためにご連絡いたします。
○TEL/FAX	072-977-9599（直通）

4 健康管理

保健室

保健室では、突発的なケガや急病などの応急手当などができます。また健康相談も実施しています。健康上の悩みなどがありましたら、気軽に保健室をたずねてください。

定期健康診断

1. 本学では毎年全学生を対象に定期健康診断を実施します。
2. 定期健康診断において疾病もしくはその疑いが発見された場合は、保健室から通知の上、要精密検査者等には早期治療に向けた適切な指導を行います。
3. 就職や実習等で健康診断証明書が必要な時は、学園2号館1階に設置されている証明書発行機を利用してください。定期健康診断の結果に基づいて作成しますので、受診していない場合等、手続きが完了していなければ発行できませんので注意してください。

遠隔地被保険者証

1. 寮や下宿生活をしている学生の場合、ケガや病気等で治療や診察を受けた時に保険証がないと高額な金額を請求されることになります。これに備えて、遠隔地被保険者証を準備しておく便利です。
2. 遠隔地被保険者証は、在学証明書および所定の申請書を関係先の健康保険組合等へ提出すれば発行されます。

5 障害のある学生への合理的配慮について

本学では障害のある学生への配慮及び支援に関する部署としてキャンパスライフサポートセンターを設置しています。障害のある学生本人の申し出に基づき、授業や定期試験、通学方法など、修学に必要な配慮や支援について相談に応じています。

相談窓口：キャンパスライフサポートセンター
(学園2号館1階 学生支援センター内)



6 課 外 活 動

クラブ活動やボランティア活動等の自主的な正課外活動が活発に行われることは、学生生活を有意義に過ごすためにも、大学の活性化の面からも望ましい姿といえます。関西女子短期大学学生の積極的な活動を期待するとともに、学生支援センターも積極的に支援していきますので、気軽に相談に訪れてください。

団体の結成

団体を組織し活動しようとする場合は、団体結成願を学生支援センターへ提出してください。

なお、顧問の決定ならびに活動計画の決定等については予め学生支援センターに相談してください。

届出事項の変更

顧問の交代、役員の変更、部員の入部退部など届出事項に変更が生じた場合、また団体を解散した場合は、学生支援センターへ届け出てください。

部員名簿の提出

各団体は、部員名簿を毎年度5月末までに学生支援センターへ提出してください。

クラブ活動許可願

クラブ活動を学外へ出て行う場合および学外の団体が本学内で行う場合は、実施日の1週間前までに学生支援センターへ届け出てください。

その他の許可申請

クラブ活動の必要上、指導者、コーチなどを学外より招く場合は事前に学生支援センターに相談してください。

施設設備の使用

クラブ活動で体育館を利用することができます。事前に学生支援センターに相談してください。

クラブ・サークル

公認のクラブ・サークル団体については、入学後に配布された「クラブ・サークル紹介」チラシをご覧いただくか、ホームページをご覧ください。

また、併設の関西福祉科学大学のクラブ・サークルにも所属することができます。

掲 示

クラブの連絡等で掲示をする場合は、学生支援センターの許可を受けてください。



7 保 険 制 度

学生生活をおくる中で、正課や課外活動における教育研究活動やボランティア活動中、および日常生活などにおいて、傷害の発生や賠償責任の発生が考えられます。そのような場合に備えて次のような保険制度を取り扱っています。大学から一括加入する保険や任意加入の保険がありますが、できるだけ各種の保険に加入しておくことを勧めます。

A	学生教育研究災害傷害保険（学研災）	一括加入
B	学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）	任意加入
C	学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）	一括加入
D	ボランティア保険	任意加入
E	スポーツ安全保険	任意加入

学生教育研究災害傷害保険（学研災）

- この保険は、学生の教育研究活動中の事故による傷害等に対する全国的な補償制度で、財日本国際教育支援協会が保険契約者となり、国内の損害保険会社との間で、一括契約しているものです。
- 本学では全学生を対象として一括加入しています。学生支援センターでは、被保険者となる学生の手続事務を行っています。
- 担保範囲
 - 正課中
 - 学校行事中
 - 課外活動中（課外活動とは大学の認めた学内学生団体の管理下で行う活動）
 - キャンパス内にいる間
 - 通学中
 - 学校施設等相互間の移動中
 - 上記の範囲であっても、保険金が支払われる傷害や事故は約款で詳しく定められていますので、学生教育研究災害傷害保険のしおりを参照してください。
- 保険金の種類と金額（2025年度現在）

	a. 正 課 中 b. 学 校 行 事 中	c. 通学中・学校施設等相互間の移動中 d. 学校施設内にいる間（正課中・学校行事中・課外活動中以外）	e. 課外活動（クラブ活動）中
死 亡	2,000万円	1,000万円	1,000万円
後遺傷害	程度に応じて 120万円～3,000万円	程度に応じて 60万円～1,500万円	程度に応じて 60万円～1,500万円
医 療	治療日数により 3,000円～ 300,000円 (治療日数1日目から対象)	治療日数により 6,000円～ 300,000円 (治療日数4日以上が対象)	治療日数により 30,000円～ 300,000円 (治療日数14日以上が対象)
入院（日額）	4,000円	4,000円	4,000円

医療保険金（医師の治療を受けたとき）の詳細

	医師が必要であると認めた 治療が完了した日の実 治療日数 (日)	支払保険金 (円)	入院加算金 (180日限度)
正課中・学校行事中	治療日数 1～ 3	3,000	入院1日につき 4,000円 (入院1日目から 支払い)
通学中・学校施設等相互間の 移動中、学校施設内にいる間 (正課中・学校行事中・課外活動中以外)	// 4～ 6	6,000	
	// 7～ 13	15,000	
課外活動（クラブ活動）中	// 14～ 29	30,000	
	// 30～ 59	50,000	
	// 60～ 89	80,000	
	// 90～119	110,000	
	// 120～149	140,000	
	// 150～179	170,000	
	// 180～269	200,000	
	// 270～	300,000	

5. 事故が起きたときの手続き

① 事故報告手続

- A. この保険で対象となる事故が起きた場合は学生支援センターに申し出てください。所定の事故報告書を受け取り、必要事項を記入し、学生支援センターへ提出してください。
- B. 事故が発生してから、30日以内に事故報告手続をしなければ、保険金が支払われないことがありますので、注意してください。

② 保険金請求手続

- A. ケガが治癒した後、学生支援センターで所定の保険金請求書を受け取り、保険金請求の手続きを行ってください。
- B. 保険金は、原則として被保険者（本人）が指定した銀行口座に振り込まれます。

6. 通学中・学校施設等相互間の移動中の補償範囲

住居と学校施設等との間の通学中、学校施設等相互間の移動中に発生した身体の傷害事故に対応します。

「住居」とは…

住居して日常生活をしている家屋などの場所で、就学の拠点となるところをいいます。

「学校施設等」とは…

学校が教育活動のために所有、使用、管理している施設のほか、授業等、学校行事、課外活動の行われる場所をいいます。

「通学中」「移動中」とは…

学校の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法により、住居と学校施設等との間を往復する間をいいます。また、学校施設等の相互間での移動中についても同様です。

7. その他不明な点がある場合は、学生支援センターへ問い合わせてください。

学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）

1. 前記の学生教育研究災害傷害保険ではカバーできない日常生活にいたるまでの補償をしています。
2. 任意加入ではありますが、学生生活を安心して送るためにも加入を勧めます。
3. 保険金が支払われる範囲および問い合わせ先は下記の通りです。
 - ① 補償範囲（例）
 - A. 日常生活において他人（第三者）をけがさせたり、他人のものを壊してしまった場合に、高額な賠償を請求されたとき。
 - B. 学生本人が病気にかかり、国内で1回以上通院または入院したとき。
 - C. 不慮の事故等により扶養者に万一のことが起きた場合、卒業までの学業費用。
 - D. 下宿生が下宿先で火事を出した場合、下宿先の家主や他の部屋の住人より損害賠償を請求されたとき。
 - ② 問い合わせ先
 - A. 加入された方は東京海上日動火災保険株式会社から送付された補償内容等をよく読んでください。
 - B. 不明な点がありましたら(株)アイエムオー（072-925-0125）まで問い合わせてください。

学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償A、Cコース）

実習時などにおいて、賠償責任を含む事故が発生した場合、場合により損害賠償を請求されることがあります。これらの事態に備えて本学では一括して賠償責任保険に加入しています。

ボランティア保険

近年、様々な分野でボランティア活動をする学生が増えています。それと同時にボランティア活動中の事故も起きています。これらの事態に備えるため、必ずボランティア保険に加入することをお勧めします。

1. 保険の加入手続きは学生個人が社会福祉協議会で行うことになっています。
2. 柏原市の社会福祉協議会は、堅下駅・柏原駅が最寄りの健康福祉センターオアシス内にあります（072-972-6786）。
大阪上本町駅付近には、大阪市の社会福祉協議会があります（06-6765-5601）。
3. 保険期間は、4月1日～翌年3月31日までの一年間で、年度毎に更新・継続手続きが必要です。

スポーツ安全保険

1. 対象について
 - ① この保険は、スポーツ活動・文化活動・ボランティア活動等4名以上のアマチュアの団体やグループを対象とし、加入した各個人を被保険者とします。
 - ② 特に体育系課外活動団体には、加入することを勧めます。
 - ③ 加入区分や種目により掛金が異なります。
2. 保険期間は、4月1日～翌年3月31日の一年間で、年度毎に更新・継続手続きが必要です。
3. 加入申込み等詳細は、公益財団法人スポーツ安全協会のホームページを確認ください。

8 危機管理

盗難防止について

現金・貴重品は常に携帯し、教室やロッカー室等には放置しないでください。

万一盗難にあった場合は、速やかに警察に被害届を出すとともに、学生支援センターに届け出てください。

悪徳マルチ商法に警戒を！

皆さんを狙った悪質、強引な物品販売、入会勧誘の被害が起こっているとの情報があります。悪徳商法の手口を知ることが被害防止の第一歩。以下の点に注意して「うまい話」には警戒心を持って対応してください。

悪徳マルチ商法の主な手口とは？

マルチ商法とは「この商品を買って会員になり、さらに友達・後輩を会員として紹介・勧誘するとお金がもらえる。小遣い稼ぎになるし、代理店になって独立することもできる」などと言って商品購入（例：健康食品、化粧品・エステなど美容関係、英語教材など教育関係）をさせ加入者を増やしていこうとする商法です。

マルチ商法では、売れ残り商品を抱え消費者金融でローンを組まされたりして被害者になってしまうトラブルが多いのが問題となっています。また、うその説明、おどし、過剰な買い込み勧誘、購入資金捻出のための借金勧誘、長時間に及ぶ足止め勧誘、保護者の承諾をえない未成年者への契約などによって加害者になるおそれもあります。加害者になれば、刑事罰を受ける可能性があり、人間関係、就職、学生生活が破たんしてしまうこととなります。

自分を守るために

●こころポイント●

- ・あたかも全員が成功するかのような「うまい話」「あまい言葉」は、疑いましょう。「うまい話」は、勧誘する側にとって「うまい話」です。楽な儲け話には必ず裏があります。
- ・アンケートには気軽に応じない

氏名・住所・電話番号などの個人情報を自分で守りましょう。

ねずみ講とは？

- ・ねずみ講では商品の販売を目的とせずお金の配当を目的とし、いわゆるねずみ算式に拡大するように言葉巧みに組織を拡張していこうとします。
- ・組織拡大の理由づけに天下平等々美しい言葉で勧誘することがあります。

悪徳マルチ商法・ねずみ講にひっかかってしまったら？

- ・「学校にばらす」「リストにのせる」などの脅しに屈せず、直ちに契約を解除しましょう。マルチ商法のクーリングオフは契約日含め20日以内です。

（取引内容によっては8日以内のこともあるので要注意）

地震・火事に対して

“じぶんを守り、ひとと助けあう”精神で対処しましょう。

なお、構内での火気の使用は、原則として禁止されています。イベント等で火気を使用する場合は、事前に学生支援センターに相談してください。

1. 地震

室内にいる場合

- ① 持ち物・衣類・座布団等で頭を防護し、丈夫な机の下にもぐりましょう。
- ② ドアを開放し出口を確保しましょう。
- ③ 落下・転倒のおそれがあるガラス・什器備品から離れましょう。
- ④ 避難にエレベータを使用しないようにしましょう。

室外にいる場合

- ① 校舎や塀から離れ、特に窓ガラスの飛散・落下に注意しましょう。

2. 火事

- ① 通報「火事！」と大声で周りに伝えましょう。自分が落ち着く効果もあります。
- ② 消火器で初期消火に努めましょう。
- ③ 低い姿勢で避難しましょう。
- ④ 避難器具、消火器具の配置、避難経路の確認をしておきましょう。

人権について

- ① インターネットの悪用による誹謗中傷はしない
- ② あらゆるいじめをしない
- ③ アルコールの一気飲みを強要しない
- ④ 外見の差異や「空気」を理由に画一化した考え方を強要しない
- ⑤ セクハラ・アカハラは泣き寝入りしない

喫煙について

本学は、幼稚園教諭・保育教諭・保育士、養護教諭、歯科衛生士、医療秘書等の専門職を養成する短大で、本学の卒業生は将来、教育や医療の現場で活躍を期待されています。近年、喫煙による健康被害が明らかになり、現在病院では敷地内禁煙はあたり前で、医療職の喫煙は認められません。また、受動喫煙による子どもたちの健康への影響も心配されるようになり、大阪府下では公立の学校においては敷地内禁煙になっていて、教育の現場でも子どもたちの模範になるべき教員の喫煙は認められません。喫煙者が就職先を見つけるのは徐々に困難になってきています。

さらに喫煙による健康被害について、特に女性では不妊になり易く、老化の促進とともに閉経も早まるため、更年期障害も早く訪れると言われていています。妊娠中の喫煙により胎児の発育不全や流産の比率が高まることもよく知られています。

こういった現状を考慮し、個人及び周囲の人たちの健康を損なうことなく、各自が希望する職場へ就職して働き続けることができるよう、本学の学生は在学中はもちろん卒業してからも喫煙をしないこととします。

わが国における大麻や MDMA 等錠剤型合成麻薬等の薬物乱用の現状は、特に20歳代を中心とした若年層への乱用の拡大が顕著となっており、憂慮すべき状況にあります。

薬物の乱用は、乱用者の身体、生命に危害を及ぼすのみならず、家庭を崩壊させ、社会の秩序を乱す等計り知れない影響を及ぼします。このため、薬物を所持・使用することが法律で厳しく規制されており、それらに反した場合には薬物事犯として、たとえば覚せい剤では10年以下、大麻では5年以下の懲役に処せられることとなっています。

薬物乱用の甘い誘いには気をつけるとともに、誘われても断る勇気を持ってください。

薬物を乱用すると・・・

- ① 脳をおかされて、心も身体もメチャクチャになる
- ② 自分の意志では止められなくなる
- ③ 幻覚や妄想が現れ、殺人等の重大犯罪を引き起こす
- ④ 薬物欲しさに犯罪をおかすようになる
- ⑤ 法律できびしく禁止されており、重い罰を受ける
- ⑥ 友人や家族を失う

9 諸施設の利用

教室・物品の使用

1. クラブ・サークル活動や研究会・ボランティア活動等で必要な場合は、授業時間以外に教室・物品を利用することができます。
2. 教室・物品を使用する場合には、学生支援センターに教室・物品使用願を提出してください。

個人ロッカーの利用（歯科衛生学科を除く）

1. 入学時、新入生の皆さんに個人ロッカーを割り当てて貸与します。在学期間を通して利用できます。卒業時にはロッカー内を整理・清掃して空け渡してください。
 2. 盗難防止のため、必ず南京錠を購入し、施錠してください。ロッカー室内における盗難に対し、学校は一切責任を負いません。
 3. 鍵を紛失した場合のために、学生支援センターでカッターを貸し出しています。壊した後は新たに鍵を購入してください。
- ※ 歯科衛生学科は学科の指示に従ってください。

食堂・カフェ・キャンパスショップ（コンビニ）

食堂は学園本館1階、ケーキ等のスイーツを販売しているカフェは学園2号館2階、キャンパスショップは大学本館1階にあります。食堂はセルフサービスとなっています。自動券売機で食券を購入してください。

学生の掲示物

学友会関係の団体または個人が、学内にポスターその他のものを掲示しようとする場合は、学生支援センターの許可を得て、指定された掲示板に掲示することができます。立看板による掲示についても、学生支援センターの許可を必ず得てください。

一般の掲示物の掲示期間は1週間を原則とし、これを過ぎたものは責任者が速やかに撤去してください。また、所定の手続きをとらない掲示物は撤去します。

ピアノ室（短大4号館3階）

■利用時間

月～金	午前7:00～午後8:00
土	午前7:00～午後6:00
日・祝日	午前8:00～午後6:00

平日は開錠していますが、日・祝日はピアノ室（短大4号館）は施錠されています。日・祝日に使用する時は学生証を必ず携帯し、正門横の守衛室にてピアノ室の開錠を申し出てください。練習後は終了したことを守衛員に告げてから帰宅してください。（日・祝日・夜間の使用は、2人以上で行うこと）授業中でなければ練習に使用してください。

総合体育館・小体育館

クラブ・サークルやゼミ等で、総合体育館および小体育館（短大4号館4階）の利用を希望する場合は、事前に学生支援センターに申し出てください。

利用にあたっては、責任者（学内教職員）の引率が必要な場合があります。

総合体育館トレーニング室

総合体育館1階にトレーニング室があり、各種トレーニング機器が利用できます。事前講習を受講の上、利用してください。事前講習の予約については、総合体育館1階事務室まで直接ご連絡ください。質問があれば、総合体育館1階事務室または学生支援センターへ問い合わせてください。